## 警察行政手続きサイトの申請要件について



## 1~2の手続き及び10~13の手続きについては 下記に該当するものに限って申請を受け付けています

## 1 道路使用許可の申請(道路交通法第78条第1項)

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
  - ・ 許可を受けた期間の延長の申請
  - ・ 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の場所の変更の申請
    - 【例1】道路工事区間の変更であって、有効残余幅員が同程度で、変更後の区間に交差 点を含まず、迂回路等に変更がない場合等
    - 【例2】工作物の近接した場所への移動であって、変更後の設置場所が、交差点、横断 歩道、自転車横断帯及びこれらに接する歩道部分に引き続き接しておらず、有効 残余幅員に変更がない場合等
- 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のものの申請
  - 【例】恒例のお祭りであって、道路の新設や大型ショッピングセンター、飲食店等の新設、大型駐車場の新設、大規模イベントの実施等がないもの

## 2 道路使用許可の変更の届出(道路交通法第78条第4項)

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
- 申請者又は現場責任者の変更の届出
- 申請者又は現場責任者の住所の変更の届出
- ・ 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更の届出
- 10 通行禁止道路通行許可の申請(道路交通法施行規則第5条第1項)
- 11 駐車許可の申請(道路交通法施行細則第12条第2項)
- 12 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請(道路交通法施行規則第8条第1項)
- 13 制限外牽引許可の申請(道路交通法施行規則第8条の5第1項)
  - 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
    - 許可を受けた期間の変更(例:期間の延長、日時の変更)の申請
    - 運転者の追加又は変更の申請
    - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
  - 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請